



2023年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルシステムネットワーク
代表者名 代表取締役社長 田 尻 稲 雄
(コード番号 4350 東証プライム)
問合せ先 経営管理部長 池 田 大 人
(TEL. 011-613-7750)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更 及び役員の変動等に関するお知らせ

当社は、2023年3月17日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2023年6月21日開催予定の第25回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、2023年5月30日開催の取締役会において、同定時株主総会に定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

取締役の業務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより強化する等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、取締役会における業務執行の決定を取締役へ委任可能とすることにより、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月21日(予定)

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事について

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

(2023年6月21日開催予定の第25回定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
た じり いな お 雄 田 尻 稲 雄	代表取締役社長 経営全般 貸貸設備関連事業管掌 兼 株式会社フェルゼンファーマ 代表取締役会長	同左
あき の じ ろう 郎 秋 野 治 郎	代表取締役副社長 経営全般	同左
た なか よし ひろ 寛 田 中 義 寛	代表取締役副社長 経営全般 地域薬局ネットワーク事業管掌 兼 経営戦略本部管掌 兼 株式会社ファーマシフト 取締役	同左
さか した まこと 誠 坂 下 誠	取締役専務執行役員 管理本部長 兼 医療福祉サポート本部長	同左
すみ かず ひこ 彦 角 和 彦	取締役常務執行役員 リスク統括室所管 兼 プロジェクト推進室所管	同左
あお やま あきら 明 青 山 明	取締役常務執行役員 システム本部長	同左
ひら しま えい じ 治 平 島 英 治	取締役常務執行役員 経理財務本部長	同左
た ご けん た ろう 郎 多 湖 健 太 郎	取締役執行役員 給食事業管掌 兼 経営戦略本部長 兼 株式会社ファーマシフト 代表取締役社長	同左
し みず けん じ 司 清 水 健 司 【 新 任 】	取締役執行役員 S C M事業本部長	執行役員 S C M事業本部長
なか むら しゅう いち 一 中 村 秀 一	取締役	同左
こ いけ あき お 夫 小 池 明 夫	社外取締役	同左
いっ しき こう ぞう 三 一 色 浩 三	社外取締役	同左
い べ とし こ 子 井 部 俊 子	社外取締役	同左

(注) 小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏は、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の略歴

氏名	略歴	所有株式数
清水健司	1984年4月 ㈱三星堂（現㈱メディセオ）入社 2020年4月 当社入社 SCM事業本部付担当部長就任 2020年12月 当社執行役員SCM事業本部長就任（現任）	0株

(3) 監査等委員である取締役候補者

（2023年6月21日開催予定の第25回定時株主総会に付議）

氏名	新役職	現役職
渡邊光春	社外取締役 監査等委員	社外監査役
佐藤敏	社外取締役 監査等委員	社外監査役
米屋佳史	社外取締役 監査等委員	社外監査役
前田裕次 【新任】	社外取締役 監査等委員	—

(注1) 渡邊光春氏、佐藤敏氏、米屋佳史氏及び前田裕次氏は社外取締役候補者です。

(注2) 渡邊光春氏、佐藤敏氏及び米屋佳史氏は、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

(注3) 前田裕次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

(4) 新任監査等委員である取締役候補者の略歴

氏名	略歴	所有株式数
前田裕次	1990年2月 公認会計士登録 2000年7月 前田公認会計士事務所所長就任（現任） 2015年10月 ワン・ナインコンサルティング(株) 取締役就任（現任） 2016年3月 (株)ソルクシーズ取締役(監査等委員)就任 2018年7月 太陽有限責任監査法人社員就任	0株

(5) 退任予定監査役

(2023年6月21日開催予定の第25回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏 名	現 役 職
はた した まさ ゆき 畑 下 正 行	監査役
わた なべ みつ はる 渡 邊 光 春	社外監査役
さ とう さとし 佐 藤 敏	社外監査役
よね や よし ふみ 米 屋 佳 史	社外監査役

以 上

(別紙)

定款新旧対比表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 第5条～第7条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条～第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第8条 (条文省略) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>選定</u> し、これを公告する。 3 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u> 、これを公告する。 3 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役に</u> おいて定める株式取扱規則による。
第3章 株 主 総 会 第10条～第15条 (条文省略)	第3章 株 主 総 会 第10条～第15条 (現行どおり)
第4章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役会の設置) 第16条 (条文省略)	第4章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役会の設置) 第16条 (現行どおり)
(員数) 第17条 当会社の取締役は15名以内とする。 (新 設)	(員数) 第17条 当会社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は15名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(選任方法) 第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(任期) 第19条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 <u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取</u>
2 増員または補欠として、選任された取締役の	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取

現 行 定 款	変 更 案
<p>任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役社長、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役会の設置) 第29条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p><u>締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役(監査等委員であるものを除く。)に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第30条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(員数)	(削 除)
第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>	
(選任方法)	(削 除)
第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	
2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
(任期)	(削 除)
第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	(常勤の監査等委員)
第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(監査役会の決議方法)	(監査等委員会の決議方法)
第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>	第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(報酬等)	(削 除)
第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
(監査役の責任免除)	(削 除)
第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	
2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結するこ</u></u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>とができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第39条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人 第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>2. <u>第25回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>3. <u>本附則は、第25回定時株主総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p>